

公益財団法人 竜の子財団 奨学生募集要項

1. 趣 旨

本財団は、志操堅固、学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して「奨学援助」を行い、諸外国との国際友好親善および未来を担う人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。

3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本国内に居住し、日本法に基づいた小学校、中学校、高等学校に在学している者
- (2) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (3) 応募時で18歳未満の者
- (4) 現在、学業継続が困難であるなど、修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者
- (5) 自然災害あるいは交通災害等により親を亡くしているあるいは、児童福祉施設に入所している者
- (6) 奨学生交流会（年3回を予定。うち1回は宿泊を伴う研修旅行）に、すべて出席できる者
- (7) 財団の定める奨学生としての規則を遵守できる者
- (8) 社会常識をきちんと身につけており、協調性がある者
- (9) 他のアジア諸国の留学生と積極的に交流し、アジア諸国間の国際友好親善に寄与できる者。また国際交流を深めるために率先して交流活動ができる者。

4. 採用人員

年間20名

5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額 年額18万円（月額1万5千円）
- (2) 支給の期間 奨学生に採用したときから、原則として、1年間。
- (3) 支給の方法 奨学金は、4月20日に4月から9月分を、10月20日に10月から翌年3月分の奨学金を親権者の銀行口座に振り込みます。

6. 奨学金の支給の打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を打ち切ることがあります。

- (1) 1ヶ月以上長期欠席したとき
- (2) 休学または外国へ留学（短期留学・語学留学を含む）したとき
- (3) 在学する学校における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 学業成績または素行が甚だ不良のとき
- (6) 原級にとどまったとき（留年）、または、卒業延期の恐れが生じたとき
- (7) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (8) 受給者が暴力団関係者である場合
- (9) 本財団事務局と連絡が取れなくなったとき
- (10) 本財団事務局からの指示や指導に従わなかったとき
- (11) 本財団の支援者の名誉を傷つけたり、著しく迷惑をかけたとき

7. 募集方法

学校、児童福祉施設を通じて募集します。

児童からの直接応募は一切受け付けません（問い合わせも含みます）。

8. 応募の手続

次の書類を揃えて、在学する学校あるいは児童福祉施設が指定する期日までに、提出してください。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
- (2) 在学証明書
- (3) 合格通知書（入学許可書）の写し（上級学校への入学予定者のみ）
- (4) 戸籍謄本等親権者が分かる書類

9. 選考及び決定

- (1) 申請された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事長が奨学生を決定します。
- (2) 採用の可否については、学校或いは児童福祉施設を通じて告知しますが時期が早まることもあります。

(3) 平成26年8月中旬に、東京都内において、贈呈式を開催しますので、採用決定者は、必ず出席をお願いいたします。

10. その他

(1) 応募書類の受付後、その記入内容について確認するために、本財団の担当者と1時間程度の面談を実施します。

面談スケジュールについては、大学を通じて日程調整をした上で決定しますので、あらかじめ、当該期間の予定を空けておくようにして下さい。

以上

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人 竜の子財団 担当 椎塚 裕一

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-24 京王新宿三丁目ビル2階

TEL 03-5367-2002

FAX 03-5367-2155

E-mail info@tatsunoko.jp

Homepage <http://www.tatsunoko.jp>